

政策調整会議の結果について

(日時) 令和5年12月13日(水)

(場所) 印西市役所 本庁舎3階 市長応接室

(出席者) 市長、副市長、教育長

企画財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長、上下水道部長、総務課長、企画政策課長、財政課長

(欠席者) 総務部長

【令和5-13】市長等の印西市に対する損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について【総務課】

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号。)の施行(R2.4.1)により、条例で定めることによって市長等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免責することができるようになったことから、本条例の制定について付議するもの。

【令和5-13】について、承認

【令和5-14】印西市福祉有償運送運営協議会設置条例の制定について【高齢者福祉課】

道路運送法の規定に基づき、有償旅客運送の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上及びNPO等によるその必要性及び安全の確保並びに旅客の利便の確保に係る方策等の協議目的として、印西市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)設置要綱に基づき、協議会を設置しているが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、執行機関の附属機関とするため、新たに条例を制定するもの。

【令和5-14】について、承認

【令和5-15】印西市地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について【高齢者福祉課】

地域包括支援センターの適切な運営、公正及び中立の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、印西市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)設置要綱に基づき、協議会を設置しているが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、執行機関の附属機関とするため、新たに条例を制定するもの。

【令和5-15】について、承認

【令和5-16】印西市健康づくり推進協議会設置条例の制定について【健康増進課】

市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、印西市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)設置規則に基づき、協議会を設置しているが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、執行機関の附属機関とするため、新たに条例を制定するもの。

【令和5-16】について、承認

政策調整会議付議書

整理番号	令和5-13	付議年月日	令和5年12月13日
所管部課名	総務部総務課		
件名	市長等の印西市に対する損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について		
理由及び概要	地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。）の施行（R2.4.1）により、条例で定めることによって市長等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免責することができるようになったことから、本条例の制定について付議するもの。		
問題点及び調整事項	教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員及び上下水道事業管理者への条例案提出の説明		
関係法規及び関係所管	地方自治法（昭和22年法律第67号）		
対応方針	令和6年1月19日法令審査委員会に諮り、3月議会にて上程		
※決定区分	① 承認 2・継続審議 3・却下		

政策調整会議付議書

整理番号	令和5-14	付議年月日	令和5年12月13日
所管部課名	福祉部高齢者福祉課		
件名	印西市福祉有償運送運営協議会設置条例の制定について		
理由及び概要	<p>道路運送法の規定に基づき、有償旅客運送の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上及びNPO等によるその必要性及び安全の確保並びに旅客の利便の確保に係る方策等の協議目的として、印西市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）設置要綱に基づき、協議会を設置しているが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、執行機関の附属機関とするため、新たに条例を制定するもの。</p>		
問題点及び調整事項			
関係法規及び関係所管	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号） 道路運送法（昭和26年法律第183号） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）</p>		
対応方針	令和6年1月19日開催の法令審査委員会に諮り、3月議会にて上程。		
※決定区分	① 承認	2・継続審議	3・却下

政策調整会議付議書

整理番号	令和5-15	付議年月日	令和5年12月13日
所管部課名	福祉部高齢者福祉課		
件名	印西市地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について		
理由及び概要	地域包括支援センターの適切な運営、公正及び中立の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、印西市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）設置要綱に基づき、協議会を設置しているが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、執行機関の附属機関とするため、新たに条例を制定するもの。		
問題点及び調整事項			
関係法規及び関係所管	介護保険法（平成9年法律第123号）		
対応方針	令和6年1月19日開催の法令審査委員会に諮り、3月議会にて上程。		
※決定区分	①・承認 2・継続審議 3・却下		

政策調整会議付議書

整理番号	令和5-16	付議年月日	令和5年12月13日
所管部課名	健康子ども部健康増進課		
件名	印西市健康づくり推進協議会設置条例の制定について		
理由及び概要	市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、印西市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）設置規則に基づき、協議会を設置しているが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、執行機関の附属機関とするため、新たに条例を制定するもの。		
問題点及び調整事項			
関係法規及び関係所管	健康増進法（平成14年法律第103号） 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）		
対応方針	令和6年1月19日開催の法令審査委員会に諮り、3月議会にて上程。		
※決定区分	①・承認 2・継続審議 3・却下		